

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

「川崎市地域防災計画 風水害対策編
（修正素案）」について

資料 1 川崎市地域防災計画 風水害対策編
（修正素案）【概要版】

資料 2 川崎市地域防災計画 風水害対策編
（修正素案）

資料 3 川崎市地域防災計画 風水害対策編
（修正素案）新旧対照表

資料 4 パブリックコメントの募集案内

令和2年4月16日

総務企画局

川崎市地域防災計画 風水害対策編 (修正素案) の概要について



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

令和2年4月

1 川崎市地域防災計画について

川崎市地域防災計画とは

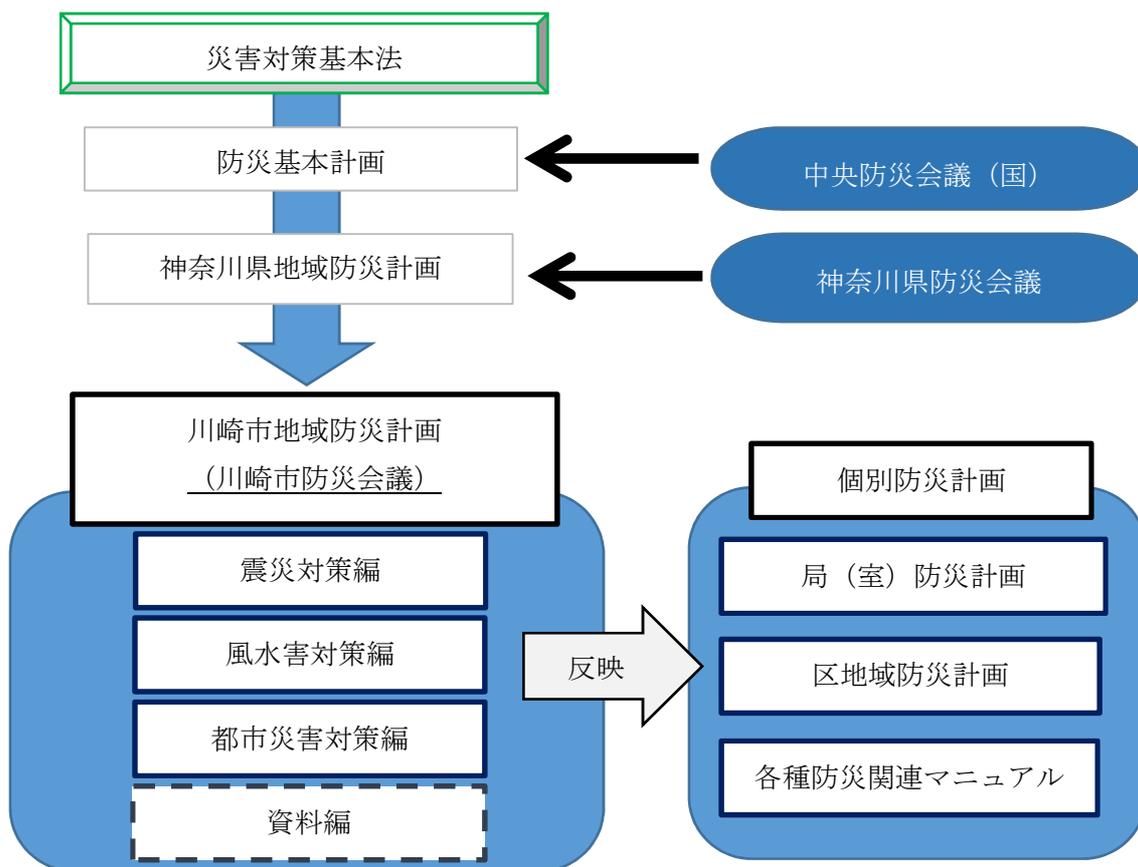
災害対策基本法第42条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、川崎市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。

川崎市地域防災計画は、防災行政を進める上での指針、住民等の防災活動に際しての指針、市や指定公共機関等が防災計画を策定し、事業を行うに当たっての指針であり、次の4編で構成されています。

「震災対策編」 「風水害対策編」 「都市災害対策編」 「資料編」

2 地域防災計画の体系

国の防災基本計画に基づくもので、神奈川県地域防災計画等と整合を図り、作成しています。



川崎市地域防災計画の修正に際しては、上記以外に、関係法令、国等において策定した各種防災計画等の内容も反映しています。また、地域防災計画の内容は各局で作成する防災計画や各区地域防災計画等に反映されます。

参考 これまでの修正

○令和2年3月 震災対策編・風水害対策編修正

救助実施市の指定に伴う修正や避難勧告等に関するガイドラインの改訂に伴う修正等

○平成31年3月 風水害対策編修正

水防法の改正や避難勧告ガイドライン（避難準備情報等の名称変更）の改定に伴う修正等

○平成30年4月 震災対策編修正

災害対策基本法の改正や保健医療調整本部の設置、災害廃棄物等処理計画の改定に伴う修正等

3 修正の基本方針

今回の修正は、「風水害対策編」について、令和元年東日本台風における災害対応の検証を踏まえ、令和2年6月末までを目途に見直しを行うべき事項について整理し、必要な修正を行うものです。

なお、令和元年東日本台風における検証においては、調整が広範に渡るものや中長期を見据えた対策も多くあり、十分な検討、調整を行う必要があることから、今回、修正に至らなかった事項もありますが、こうした課題につきましても、引き続き検討し、適切な時期に計画への反映を行ってまいります。

4 主な修正について

1 緊急避難場所の運営等の整理・見直し

令和元年東日本台風で課題となった避難所（緊急避難場所）運営に関する事項について必要な見直しを行いました。

2 大規模な建築物における防災力向上

大規模な建築物における水害に伴う特有のリスクを踏まえ、居住者・占有者、管理組合等の取るべき対策や、普及啓発に関することを計画に位置づけました。

3 被災者支援制度の情報の把握・整理等

発災時の迅速な被災者支援のため、平時から情報の把握・整理に努めるとともに、職員の制度の理解や事務の習熟を図ることを追記しました。

4 風水害時における業務継続計画（BCP）の発動

これまで、震災対策編に位置付けのあった業務継続計画について、令和元年東日本台風の災害対応を踏まえ、風水害時の発動条件を整理し、改めて風水害対策編への位置付けを行いました。

5 市施設の閉鎖などの市民サービスの停止等

大規模な風水害等の発生が予想される場合において、住民の生命・安全を確保するとともに、災害対応に必要な体制の確保のため、市施設の閉鎖等の市民サービスの縮小又は停止を実施することを明記しました。

5 パブリックコメントの実施について

1 パブリックコメントの実施期間

令和2年4月17日（金）から令和2年5月18日（月）まで

2 資料の閲覧場所

- ・ホームページ、情報プラザ、各区役所、支所、出張所及び図書館の閲覧コーナー
- ・川崎市総務企画局危機管理室（川崎市役所第3庁舎7階）

3 パブリックコメントの実施後の予定

パブリックコメント実施結果を取りまとめ、修正案への反映を行います。

（令和2年6月予定）

6 修正概要

(1) 緊急避難場所の運営等の整理・見直し

令和元年東日本台風の検証では、避難所（緊急避難場所）の運営について、ペットの同行避難や物資提供のあり方など様々な課題がありました。このことから早期に整理すべき事項について必要な修正を行います。

計画への反映（主な修正箇所）

① 緊急避難場所と避難所の明記

緊急避難場所とは、災害による切迫した危険から一時的に避難する場所であり、避難所とは災害により住宅に被害を受け、自宅での生活が困難になった方が一定期間生活のために身を寄せる場所のことを指しており、二つは同じ場所を兼ねることができですが、それぞれ目的と機能が異なるものとなっております。

しかし、従来から「避難所」という用語が浸透していたため、「緊急避難場所」と「避難所」の違いについて、計画上は必ずしも明確にされていない部分がありました。

今回の令和元年東日本台風の検証を踏まえ、計画上、緊急避難場所と避難所を明確に整理することで、それぞれの目的を踏まえた運営等の標準化を図り、災害への備えを着実に進めてまいります。

修正箇所…

2部8章5節 P57～P60
4部2章1節 P122
4部2章4節 P126～P127

② 緊急避難場所における動物の同行避難

緊急避難場所の目的を踏まえ、緊急避難場所へのペットの同行避難については、ペットがいることで飼い主の方が避難を躊躇することがないように、ケージやクレートに収容されていることを条件に、原則として受け入れることを明記しました。

ただし、衛生面や健康面での影響を考慮し、受入場所等については、各避難場所ごとに調整することとしています。

なお、一定期間の避難を前提とする「避難所」における動物の適正飼養については、従前と同様に、受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、各避難所運営会議においてルールを定めることとしております。

修正箇所…

4部10章2節 P154

③風水害時の緊急避難場所での物資の供与

公的備蓄物資については、家屋の全壊、焼失などにより住む場所を失い、物資の確保が困難となった方を対象としているもので、自宅から必要な物資を持ち出すことができる方を対象とはしておりません。風水害におきましては、気象予報等から事前の避難準備ができることから、緊急避難場所においては、原則として避難者に公的備蓄による食料及び飲料水の供与を行わないこととしました。

ただし、避難者の健康や生命の維持のために必要な場合、区長は公的備蓄を活用して避難者の保護にあたるものとしており、例えば、状況に応じたエアマットの提供などについては、柔軟に対応してまいります。

また、自助の取組を促すため、緊急避難場所への避難にあたり、避難者自身が水や食料などの必要な物資を持参することを追記しました。

修正箇所… 4部2章1節 P122
4部2章5節 P126

(2) 大規模な建築物における防災力向上

高層マンションなど大規模な建築物での設備等の被害を踏まえ、建築物の水害対策や普及啓発について新たに記載しました。

計画への反映（主な修正箇所）

①大規模な建築物の水害対策

国の（仮称）建築物における電気設備の浸水対策ガイドラインなどを踏まえ、大規模建築物の居住者、所有者等が浸水対策に努めることや、平時から周辺地域と協力できる関係づくりに努めることなどを追記しました。

②普及啓発

市及び区は、大規模なマンションの居住者や所有者等に対し、国のガイドラインなどを踏まえた適切な水害対策や、ぼうさい出前講座によるマンション特有のリスクへの備えに係る普及啓発を行うことなどを追記しました。

修正箇所… 2部1章8節 P34

(3) 被災者支援制度の情報の把握・整理等

令和元年東日本台風では、被災者支援制度の把握・整理のために時間を要したことから、被災者支援のサービスの迅速な提供のために必要な事項を追記しました。

計画への反映（主な修正箇所）

①被災者支援制度の情報の把握・整理等

発災時の迅速な被災者支援のため、平時から情報の把握・整理に努めるとともに、職員の制度の理解や事務の習熟を図ることを追記しました。

修正箇所… 5部1章 P187

(4) 風水害時における業務継続計画（BCP）の発動

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画です。これまで、震災対策編に業務継続計画を位置付けていましたが、令和元年東日本台風の災害対応を踏まえ、風水害時の業務継続計画の発動条件を整理し、改めて風水害対策編への位置付けを行いました。

計画への反映（主な修正箇所）

①発動条件

BCP 発動条件について、次のとおり整理し、計画へ記載しました。

- ・市内の複数の観測点で震度6弱以上の震度が観測されたとき。
- ・市内で地震または風水害等による相当程度の被害が確認されたとき。
- ・本部長が必要と認めたとき。

修正箇所… 2部13章 P69

(5) 市施設の閉鎖などの市民サービスの停止等

大規模な風水害等の発生が予想される場合において、住民の生命・安全を確保するとともに、災害対応に必要な体制の確保のため、市民生活への影響などを考慮しながら、必要な範囲において、市施設の閉鎖や窓口の閉鎖等、市民サービスの縮小又は停止を実施することを明記しました。

計画への反映（主な修正箇所）

修正箇所… 3部1章 P72